

「コミュニティへの分権」に係る論点に対する事務局の考え方

論点

- ・ 住民自治協議会の設置根拠を条例に求めるべきか否か。

事務局の考え方

- ・ 住民自治協議会は、地区住民の総意の基に住民が一番活動しやすい形で、それぞれの地域の特色を生かした独自の協議会を設立していただくことが、まちづくり活動の柔軟性、継続性の観点からも重要である。
- ・ また、地区のことを一番よく知っている地区住民が、独自の発想で活動していただくことが、行政からの押しつけではない「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を醸成するものと考えている。
- ・ したがって、住民自治協議会は行政主導ではなく、住民主体の組織と位置づけられるため、設置当初から、敢えて条例により設置根拠を規定する必要はないと考えている。
- ・ しかし、将来的には、全市的に住民自治協議会の活動が活発に行われるようになるなど、住民自治に関する個別の制度等が充実し、自治基本条例制定への機運が高まった段階においては、当該条例の中へ住民自治組織の役割等について規定することが考えられる。
- ・ なお、報告書では、住民自治協議会の活動費として、(仮称) ずくだし支援事業補助金を交付することを提案しており、住民自治協議会に対し公金を支出することになるため、補助金交付要綱等で住民自治協議会の位置づけについて明確にする必要があると考えている。

論点

- ・住民自治協議会の標準的なガイドライン（役員選出、組織名称等）について、審議会としてどの程度示すべきか。

事務局の考え方

- ・ 住民自治協議会は、それぞれの地域の特色や考え方を生かした組織としていただくことを提案しており、役員選出、組織名称等についても地区内で議論していただき、住民の総意により決定すべきものと考えている。
- ・ しかしながら、地区で議論していただくための「たたき台」として、ある程度の案を示す必要があると考えており、地区の独自性を阻害しない範囲で、報告書へ記載されている内容も含め、次の項目について示したらどうかと考えている。
- ・ 住民自治協議会の組織
 - 各地区に設置することができる住民組織の総称は「住民自治協議会」とするが、各地区協議会の名称は、地区独自で決定できる。
 - 住民自治協議会は地区を代表する組織であり、長期的・短期的な目標を設定し、計画性を持ち、役割分担を明確にした組織である。
 - 総会資料を全住民に配布するなど、住民自治協議会の予算編成・決算について透明性を確保すること。
 - 住民自治協議会の会員は全ての地区住民とし、協議会の活動方針や年次計画等を決めるために各種団体長等による意思決定機関を設置する。
 - 意思決定機関の委員の選出方法や任期については、各地区において決定する。ただし、委員の選出に当たっては、透明性を確保し、若年層や女性の参画にも配慮する。
 - 意思決定機関の決定に至る過程において、より多くの住民の声が反映できるよう、回覧板やメール等、地区住民の意見を聴く機会や手段を確保する。
 - 住民自治協議会へ福祉や環境などの課題ごとに部会等を設置することができる。
- ・ 住民自治協議会の役割
 - 地区内の意見・要望を集約し、行政へ提案すること。
 - 地区内の課題を解決するための独自事業を実施すること。
 - ・ 団体ネットワークの活用
 - ・ 団体の相互補完
 - ・ 新たな課題への対応
 - 市との協定事業を実施すること。（除雪、市有施設の管理・運営など）

論点

- ・ 地区活動支援担当職員の配置を支所とするか本庁とするか。

事務局の考え方

- ・ プロジェクトチームの報告書では、地区活動支援担当職員の主な活動として、住民自治協議会の事務局を担うなど、住民活動に対する支援を掲げているが、住民自治協議会の設置段階においては、設立支援が主な任務になると考えられる。
- ・ 住民自治協議会の設置に当たっては、地区住民の理解と協力が必要であり、地区住民に信頼していただける人間的な関係を築くためには、「顔が見える距離」、すなわち住民に身近な支所へ地区活動支援担当職員を配置した方が良いと考えている。なお、地区活動支援担当職員は、現在の支所職員が兼ねる場合もあり得る。
- ・ 住民自治協議会の設置後も、様々な問題が発生することが想定され、会長をはじめとする地区役員と直に相談することや問題が発生している現場の確認をしなければならないこともあり、設置後、当分の間は支所へ担当職員を配置する必要があると考えている。
- ・ また、地区活動支援担当職員へ他地区や他都市の情報を提供したり、本庁各課との連絡調整を行うなど、本庁へ担当職員をバックアップする体制を整備する必要があると考えている。
- ・ しかし、将来的には、住民自治協議会の活動が軌道に乗り、協議会の事務局を地区住民が担える段階になれば、支所の担当職員を引き上げて、本庁担当課へ配置し、担当者1人が複数の地区を担当することや地区担当制職員により支援していくことも考えられる。

論点

- ・ 住民自治協議会役員の報酬を有償とすべきか否か、地区に任せるべきか。
- ・ 報酬や費用弁償について市から支給すべきか否か。

事務局の考え方

- ・ 住民自治協議会に対する市からの補助金は、あくまでも事業費へ充当するものであり、報酬として役員や会員に支払うことは認められないため、報酬を支払うとすれば、地区住民の負担金などから支払うことが望ましい。
- ・ したがって、報酬を支払うか否かについては、地区住民の総意により決定されるべき事項であり、報酬支払いの有無について、行政側から示すことはできないと考えている。
- ・ また、事業実施に伴う費用弁償については、(仮称) ずくだし支援事業補助金の中から支出することは可能であるが、この場合においても、支出について地区住民の了解を得る必要があると考えている。